

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部⑨ (早福)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月24日(第1回)	
	令和6年10月18日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心に営農が展開されている。農地は山あい位置し、水田では水稻、畑地では豆が耕作され、集落の9割は漁業にも従事しており、専業農家はいない。
農業者の高齢化や担い手不足などにより農道や水路の維持管理が負担となっており、また、米の価格不安定、資材や肥料の高騰により、農業所得が低く耕作意欲の低下に繋がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金事業の取り組みを継続し、水稻を主要作物として可能な限り営農を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み農地を中心に農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、一つ一つの農地が狭小で、農地が山あい位置しているため、基盤整備への取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めつつ、地域外からの担い手等の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業等は、農業支援サービス事業者等の活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどの鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した防除作業など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。